

26 予予第 1571 号
平成 27 年 3 月 27 日

部 長 等
各 消 防 署 長 殿

予 防 部 長

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の運用細部について（通知）

このことについて、特定駐車場用泡消火設備に係る運用は、消防庁告示の公布について（平成 26 年 4 月 24 日 26 予予第 149 号予防部長通知）2、(3)により対応しているところです。

今般、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について（平成 26 年 12 月 15 日消防予第 501 号消防庁予防課長通知）が別添え 1 のとおり示されたことから、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。）第 29 条の 4 及び火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号。以下「条例」という。）第 47 条の規定を適用する場合の運用細部を下記のとおり定めたので、適正な事務の執行に配慮願います。

記

1 特定駐車場用泡消火設備の運用基準

別記のとおり

2 運用上の留意事項

(1) 特定駐車場用泡消火設備の閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、日本消防検定協会による認定業務が進められていますが、認定品を使用した施工が可能になるまでは相当の期間を要することが見込まれています。現に工事中的防火対象物等で、従前の性能鑑定取得機器による施工を行いたい旨の相談がされた場合は、主管課と協議願います。

(2) 条例第 47 条の規定を適用し、条例第 40 条第 1 項第 1 欄で規定する泡消火設備に代えて特定駐車場用泡消火設備を設置する場合は、政令第 29 条の 4 に規定する消防用設備等に該当しないことから、次の規定は適用されません。

ア 消防用設備等の検査（消防法（昭和 23 年法律 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 3 の 2）

イ 消防用設備等の点検及び報告義務（法第 17 条の 3 の 3）

ウ 消防設備士の業務独占（法第 17 条の 5）

エ 甲種消防設備士の工事整備対象設備等に係る工事着手の届出（法第 17 条の 14）

3 その他

(1) 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 26 年総務省令第 23 号）、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 26 年消防庁告示第 5 号）及び特定駐車場用泡消火設備の特定機器評価総合評価結果の写しについては、実務資料（予防部、予防課、消防設備関係）に掲示します。

- (2) 東京消防庁火災予防規程事務処理要綱（平成3年8月1日予予第778号予防部長依命通達）第13に規定する予防事務審査・検査基準（以下「審査・検査基準」という。）の取扱い
本通知をもって審査・検査基準第4章第2節第4、別記2による運用を停止し、次に審査・検査基準を改定するまでの間は、本通知により運用するものとします。
- (3) 本通知、別記、1に掲げる適用対象以外の駐車場等に、特定駐車場用泡消火設備を設置する計画を把握した場合は、主管課と協議してください。
- (4) 本通知、別記、2に掲げる特定駐車場用泡消火設備の他に、製品化に伴い本運用基準の適用対象となるものが追加される場合は、別途通知します。
- (5) 本通知、別記、3及び5に係る運用例を実務資料（予防部、予防課、消防設備関係）に掲示するので、執務上の参考としてください。
- (6) 本通知の内容について疑義が生じた場合は、主管課に協議し、処理してください。

問合せ先

予防課消防設備係	行徳	大久保
消電	9-501-4762	4765
査察課査察技術係	宇津沢	谷部
消電	9-501-4942	4946

分類記号 F 0 0 0 0 1

別記

特定駐車場用泡消火設備の運用基準

1 適用対象

- (1) 政令別表第1に掲げる防火対象物の駐車のために供する部分のうち、次に掲げるものに政令第29条の4第1項の規定を適用する場合

ア 駐車のために供する部分の存する階（屋上を含み、駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200平方メートル以上、1階にあっては500平方メートル以上、屋上部分にあっては300平方メートル以上のもののうち、床面から天井までの高さが10メートル以下のもの

イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもののうち、床面から天井までの高さが10メートル以下のもの

- (2) 条例第40条第1項第1欄に規定する防火対象物又はその部分（床面から天井までの高さが10メートル以下のものに限る。）に条例第47条の規定を適用する場合

2 適用対象となる特定駐車場用泡消火設備の種類

- (1) 特定駐車場用泡消火設備（CFシステムⅡ）（ヤマトプロテック株式会社製、評消虎第26号）
- (2) 特定駐車場用泡消火設備（アクアフォース湿式）（ニッタン株式会社製、評消虎第27号）
- (3) 特定駐車場用泡消火設備（アクアフォース湿式予作動）（ニッタン株式会社製、評消虎第28号）
- (4) 特定駐車場用泡消火設備（スコール）（能美防災株式会社製、評消虎第29号）
- (5) 特定駐車場用泡消火設備（スコールⅡ）（能美防災株式会社製、評消虎第30号）

3 審査要領

特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（以下「技術基準」という。）の審査は、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防のために供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号）及び特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成26年消防庁告示第5号）（以下「特定駐車場用泡消火設備省令等」という。）によるほか、次によること。

- (1) 特定駐車場用泡消火設備の閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（以下「泡水溶液ヘッド等」という。）については、省令第31条の4第1項の規定に基づく認定（以下「認定」という。）により、特定駐車場用泡消火設備省令等に規定する技術基準への適合が確認された機器（以下「認定品」という。）を用いること。
- (2) 泡水溶液ヘッド等については、認定において付された次に掲げる付帯条件を確認すること。
 - ア 有効感知範囲（開放型泡水溶液ヘッドを除く。）
 - イ 有効放射範囲（感知継手を除く。）
 - ウ 最大開放個数（閉鎖型泡水溶液ヘッドに限る。）
- (3) 泡水溶液ヘッド等以外の特定駐車場用泡消火設備を構成する機器等が、特定駐車場用泡消火設備省令等の技術基準に適合することについては、日本消防検定協会が実施した特定機器評価総合評価結果により確認されているため、当該評価結果の主要構成機器、仕様、

設置基準等と整合していることを確認すること。

4 事務処理

(1) 政令第29条の4第1項又は条例第47条の適用を受けようとする者から、その申出があった場合は、条例第64条第1項の規定に基づく申請を求めること。

(2) 申請書の添付図書は、原則として次のものとする。

ア 防火対象物の概要表及び図面（案内図、配置図、平面図、断面図等）

イ 特定駐車場用泡消火設備の機器の概要（泡水溶液ヘッド等、流水検知装置、加圧送水装置、泡消火薬剤混合装置等の使用機器の構成及び仕様、水源水量、配管等の摩擦損失計算書、感知部との連動フロー、総合操作盤との関連動作フロー図等）

ウ 特定駐車場用泡消火設備の適用範囲を示した平面図（駐車場等の部分、特定駐車場用泡消火設備を設置する部分、他の消火設備等を設置する部分、防火区画等を色別により明示したもの）

エ 特定駐車場用泡消火設備の消火設備図（配管系統図、特定駐車場用泡消火設備を設置する階の平面図）

オ 感知部が設置される場合には、当該感知部の設備図（専用の感知部としての感知器又は自動火災報知設備の感知器の設備系統図及び平面図、特定駐車場用泡消火設備との連動フロー図等）

カ 特定機器評価総合評価結果（写しでも可）

キ その他特定駐車場用泡消火設備の種類に応じて必要な図書

(3) 特定駐車場用泡消火設備の着工届に係る添付図書で、(2)により添付した図書と重複するものにあつては、これを省略することができること。

(4) 条例第47条の規定を適用し、特定駐車場用泡消火設備を設置する場合は、次により取り扱うこと。

ア 工事は、特定駐車場用泡消火設備の構造、性能、工事方法等に精通した第2類の甲種消防設備士に行わせること。

イ 着工届は、法第17条の14の規定に準じて届出させて処理すること。

ウ 設置届は、法第17条の3の2の規定に準じて届出させて処理すること。この場合の検査は、検査済証を交付しないものであること。

エ 定期点検は、法第17条の3の3の規定に準じて実施し、その結果を報告するよう指導すること。

オ エの点検は、消防設備士については第2類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士とし、消防設備点検資格者については第1種消防設備点検資格者に行わせること。

(5) 条則別記第26号様式の基準の特例等適用通知書の条件又は理由欄に記載する事項

政令第29条の4を適用する場合はア及びイを、条例第47条を適用する場合はア、イ及びウからキまでの事項のうち該当する事項を記載すること。

ア 申請内容のとおり施工する旨

イ 申請内容（条件）に変更が生じた場合は、原則として消防法令に基づく消防用設備等を設置する旨

ウ 工事については、特定駐車場用泡消火設備の構造、性能、工事方法等に精通した第2類の甲種消防設備士が行う旨

エ 着工届は、法第17条の14の規定に準じて届出する旨

オ 設置届は、法第17条の3の2の規定に準じて届出する旨

カ 定期点検は、法第 17 条の 3 の 3 の規定に準じて実施し、その結果を消防署長に報告する旨

キ 定期点検は、消防設備士については第 2 類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士とし、消防設備点検資格者については第 1 種消防設備点検資格者が行う旨

5 特殊消防用設備等及び特定駐車場用泡消火設備省令等の施行前に性能鑑定を取得している特定消火機器（以下「従前の性能鑑定取得機器」という。）に係る取扱い

現に、特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッド等を用いた駐車場用消火設備」には、従前の性能鑑定取得機器が使用されているものがあることから、当該設備に係る設備等設置維持計画において、点検等により機器の交換を行う際、従前の性能鑑定取得機器を使用する旨が規定されているものについては、次により取り扱うことができること。

なお、政令第 32 条又は条例第 47 条の基準の特例を適用し、設置された従前の性能鑑定取得機器（工事中のものを含む。）も同様に取り扱うことができること。

(1) 認定品その他の主要な構成機器（泡消火薬剤混合装置、システム制御盤を含む。）に係る評価で、従前の性能鑑定取得機器と同等の性能を有することが確認されたものについては、当該認定品及び主要な構成機器が、従前の性能鑑定取得機器に相当するものとして使用することができること。

(2) (1)の「同等の性能を有することが確認されたもの」は、別添え 2 の「性能鑑定品とそれに相当する認定品の型式番号に係る対応表」及び「性能鑑定品とそれに相当する特定機器評価品等の型式番号に係る対応表」により確認すること。

6 特定駐車場用泡消火設備の検査

検査は、審査・検査基準第 4 章第 2 節第 4 「泡消火設備」、Ⅱ「検査要領」に準じるものとし、その他、次の項目について実施すること。

(1) 泡水溶液ヘッド等

ア 審査・検査基準第 4 章第 2 節第 3 「スプリンクラー設備」、Ⅱ「検査要領」、〔Ⅰ〕、7 に準じたものであること。

イ 認定品であり、かつ、その表示が貼付されているものであること。

(2) 末端試験弁

ア 審査・検査基準第 4 章第 2 節第 3 「スプリンクラー設備」、Ⅱ「検査要領」、〔Ⅰ〕、10. (1)に準じたものであること。

イ 流水検知装置の設けられている配管の系統ごとに 1 個ずつ、放射圧力が最も低くなる予想される配管の部分に設けてあること。

ウ 直近の見やすい箇所に末端試験弁である旨の標識が設けられていること。

(3) 制御盤を設ける場合は次によること。

ア 設置場所

(ア) ポンプ室、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。

(イ) 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。

(ウ) 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。

(エ) 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けない位置に設けてあること。

イ 地震等により倒れないように堅固に設けてあること。

ウ 機器の各部に変形、損傷等がないこと。

エ 操作部

- (ア) 操作スイッチは、床面から 0.8m（いすに座って操作するものにあつては 0.6m）以上 1.5m以下の高さに容易に操作できるよう設けてあり、損傷、緩み等がなく、停止点が明確であること。
- (イ) 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面 3 m離れた位置で明確に識別できること。

オ 予備電源試験

- (ア) 電源の自動切替え機能が正常であること。
- (イ) 所定の電圧値を有していること。

(4) 放射試験

- ア 末端試験弁の開放により加圧送水装置が起動し、流水検知装置の作動により警報が発せられるとともに、防災センター等常時人のいる場所に、放射した階又は放射区域の表示ができること。ただし、自動火災報知設備により警報を発せられる場合は、音響警報装置を設けないことができる。
- イ 末端試験弁において放射圧力及び放射量が設置したヘッドの使用範囲内であること。放射量は次式により算出する。

$$Q = K \sqrt{10P}$$

Q：放射量（L／min）

P：放射圧力（MPa）

K：定数

用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 条例とは、火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）をいう。
- (5) 条則とは、火災予防条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 100 号）をいう。

別添え 1

26 総防管第 2169 号
平成 26 年 12 月 22 日

東京消防庁予防部長
各市町村消防本部消防長
島しょ各村消防主管課長 } 殿

東京都総務局総合防災部長
矢 岡 俊 樹
(公 印 省 略)

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する
消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について（通知）

標記について、総務省消防庁予防課長から別添のとおり通知がありました。
つきましては、その内容について了知され、遺漏のないよう対応願います。

問い合わせ先

防災管理課消防係 小出
電 話 03-5388-2457
F A X 03-5388-1270
E-mail Emiko_Koide@member.metro.tokyo.jp



消 防 予 第 501 号
平成 26 年 12 月 15 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防
の用に供する設備等に関する省令等の運用等について（通知）

「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 26 年総務省令第 23 号。以下「省令」という。）及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 26 年消防庁告示第 5 号。以下「告示」という。）の公布については、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の公布について」（平成 26 年 3 月 27 日付け消防予第 109 号）及び「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公布について」（平成 26 年 3 月 28 日付け消防予第 110 号）にて示しているところです。

省令及び告示は、従前消防法第 17 条第 3 項に基づき特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」等の事例から蓄積された知見をもとに制定されたものです。

これまでに、特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」は、消防法第 17 条第 3 項に規定する設備等設置維持計画に従い維持管理されることが原則ですが、省令及び告示の施行等により設備等設置維持計画に適合しなくなる場合があることから、今般、その取り扱いについて運用を定めましたので通知します。（第 1）

また、特定駐車場用泡消火設備に用いられる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、使用条件により性能等が異なるものがあるため、その留意点についても併せて示します。（第 2、第 3、第 4）

貴職におかれましては、下記事項に十分ご配慮頂きますとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」の取り扱いについて

省令及び告示の施行を受け、平成 26 年 10 月 1 日から日本消防検定協会において閉鎖型

泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手について、消防法施行規則第 31 条の 4 第 1 項に基づく認定（以下「認定」という。）が行われることとなった。

これに伴い、同協会が当該機器について実施していた認証制度（以下「性能鑑定」という。）は認定に移行することとなったが、今までに特殊消防用設備等として設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」の中には、性能鑑定により性能等が確認された機器（以下「性能鑑定品」という。）が使用され、当該設備に係る設備等設置維持計画において、点検等により機器の交換を行う際には性能鑑定品を使用する旨が規定されているものもあることから、その取り扱いについては次のとおりとする。

なお、消防法施行令第 32 条に基づき設置された「閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備」についてはこの取り扱いを参考にされたい。

- 1 認定により技術基準への適合が確認された機器（以下「認定品」という。）について
認定品のうち性能鑑定品と同等の性能を有することが確認されたものについては、それに相当する性能鑑定品とみなして使用することが出来ることとする。
- 2 性能鑑定品と同等の性能を有することの確認について
認定品が性能鑑定品と同等の性能を有していることの確認については、認定結果に係る資料等によるほか、日本消防検定協会のホームページに掲載される、性能鑑定品とそれに相当する認定品の型式番号に係る対応表により行う。

第 2 特定駐車場用泡消火設備に係る認定について

- 1 認定において確認される性能等について
日本消防検定協会による認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次の(1)とともに(2)～(4)の性能等について確認されることとなり、(2)～(4)については、付帯条件が付される。
 - (1) 告示第 3 に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等
 - (2) 有効感知範囲（開放型泡水溶液ヘッドを除く。）
 - (3) 有効放射範囲（感知継手を除く。）
 - (4) 最大開放個数（閉鎖型泡水溶液ヘッドに限る。）
- 2 付帯条件に係る留意事項について
 - 1 (2)から(4)の性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。
 - (1) 泡消火薬剤について
付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。
 - (2) 泡消火薬剤混合装置について
消火に有効な泡水溶液の放射に必要な流量の範囲のいずれにおいても、(1)の泡消

火薬剤を付帯条件の希釈容量濃度に適正に混合できるものであること。

なお、当該流量の範囲の下限値及び上限値の算出方法は①及び②のとおりとする。

① 下限値（同時に放射するヘッドが最小（１個）の場合における流量）

$$Q'_{\min} = K \sqrt{10p}$$

$Q'_{\min}$ は流量の下限値（単位 L/min）

Kはヘッドの流量定数（以下同じ。）

pはヘッドの使用圧力範囲の下限値（単位 MPa 以下同じ。）

② 上限値（同時に放射するヘッドが最大の場合における流量）

$$Q'_{\max} = K \sqrt{10p} \times N$$

$Q'_{\max}$ は流量の上限値（単位 L/min）

Nは設置される特定駐車場用泡消火設備の方式に応じ、省令第４条第２号イ又は第５条第４号イ若しくは第７条第４号イにより決定されるヘッドの開放個数（単位 個）

第３ 省令及び告示に規定される認定品の性能等について

省令第２条第１０号の有効感知範囲、同条第１１号の有効放射範囲及び第４条第２号イの最大開放個数については、以下の点に留意すること。

１ 有効感知範囲について

有効感知範囲は、発生した火災を有効に感知することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。

２ 有効放射範囲について

有効放射範囲は、使用する泡消火薬剤及びその希釈容量濃度、放射圧力により影響を受けるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドに対し、使用する泡消火薬剤及び泡消火薬剤混合装置の組み合わせが適正である必要があること。

また、発生した火災を有効に消火することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。

３ 最大開放個数について

最大開放個数は、発生した火災を有効に消火することができる最小の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以上の範囲に設置する必要があること。

第4 その他

第2の認定の対象となるのは「閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手」のみであるため、特定駐車場用泡消火設備を構成するその他の機器等（加圧送水装置等）が省令及び告示の技術基準に適合することについては、消防機関において確認する必要があること。

なお、日本消防検定協会において、特定駐車場用泡消火設備を構成する主要な機器（認定品を含む。）の組み合わせを含めた総合的な評価を行い、その結果を公表しているので、執務上の参考とされたい。

消防庁予防課設備係 担当：金子、近藤、勝沼 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

性能鑑定品とそれに相当する認定品の型式番号に係る対応表

依頼者	性能鑑定品			認定品		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ヤマトプロテック株式会社	鑑特第130号	※2 特定消火機器	閉鎖型フォームヘッド バルブ型C68(標準、下向き)	認評駐閉第26～1号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C68、感知範囲r2. 1、呼称15 (標準r2. 1、下向き、発泡倍率5倍以上)
	※1 鑑特第130～1号					
	鑑特第131号	※2 特定消火機器	閉鎖型フォームヘッド バルブ型C68(標準、上向き)	認評駐閉第26～2号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C68、感知範囲r2. 1、呼称15 (標準r2. 1、上向き、発泡倍率5倍以上)
	※1 鑑特第131～1号					
能美防災株式会社	鑑特第117号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型C66、呼称10(標準型 下向き)	認評駐閉第26～3号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C66、感知範囲r2. 8、呼称10 (標準r2. 8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第118号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型C66、呼称15(矩形型 下向き)	認評駐閉第26～4号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C66、感知範囲6. 4×3. 2、呼称15 (矩形6. 4×3. 2、下向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第121号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型C88、呼称10(標準型 下向き)	認評駐閉第26～5号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C88、感知範囲r2. 8、呼称10 (標準r2. 8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第122号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム用噴霧ヘッド バルブ型C66、呼称10(標準型 上向き)	認評駐閉第26～6号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	バルブ型C66、感知範囲r2. 8、呼称10 (標準r2. 8、上向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第211号	※2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッド (標準r2. 8、下向き)	認評駐開第26～1号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称10 (標準r2. 8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第212号	※2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッド (標準r2. 8、上向き)	認評駐開第26～2号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称10 (標準r2. 8、上向き、発泡倍率5倍未満)
	鑑特第126号	※2 特定消火機器	感熱開放継手 バルブ型C66、感知範囲r3. 25、呼称25 (上向き、下向き)	認評駐継第26～1号	感知継手	バルブ型C66、感知範囲r3. 25、呼称25 (上向き、下向き)
	鑑特第229号	※2 特定消火機器	感熱開放継手(高温型) バルブ型C88、感知範囲r3. 25、呼称25 (上向き、下向き)	認評駐継第26～2号	感知継手	バルブ型C88、感知範囲r3. 25、呼称25 (上向き、下向き)

性能鑑定品とそれに相当する認定品の型式番号に係る対応表

依頼者	性能鑑定品			認定品		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ニッタン 株式会社	鑑特第220号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHNP72 可溶片型C72(標準r2. 8、下向き)	認評駐閉第26～7号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C72、感知範囲r2. 8、呼称15 (標準r2. 8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第220-1号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第221号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHNP96 可溶片型C96(標準r2. 8、下向き)	認評駐閉第26～8号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C96、感知範囲r2. 8、呼称15 (標準r2. 8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第221-1号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第222号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHNU72 可溶片型C72(標準r2. 8、上向き)	認評駐閉第26～9号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C72、感知範囲r2. 8、呼称15 (標準r2. 8、上向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第222-1号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第223号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧ヘッドHNU96 可溶片型C96(標準r2. 8、上向き)	認評駐閉第26～10号	閉鎖型 泡水溶液ヘッド	可溶片型C96、感知範囲r2. 8、呼称15 (標準r2. 8、上向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第223-1号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第227号	※2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッドHNU-O (標準r2. 8、上向き)	認評駐開第26～3号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称15 (標準r2. 8、上向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第227-1号	特定初期拡大 抑制機器				
	鑑特第228号	※2 特定消火機器	開放型噴霧ヘッドHNP-O (標準r2. 8、下向き)	認評駐開第26～4号	開放型 泡水溶液ヘッド	呼称15 (標準r2. 8、下向き、発泡倍率5倍未満)
	※1 鑑特第228-1号	特定初期拡大 抑制機器				

性能鑑定品とそれに相当する特定機器評価品等の型式番号に係る対応表

依頼者	性能鑑定品			特定機器評価品等		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ヤマトプロテック 株式会社	鑑特第129号	※2 特定消火機器	閉鎖型泡消火システム (CFシステム)	特評第248号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度3%)
	鑑特第218号	※2 特定消火機器	閉鎖型泡消火システム (CFシステムⅡ)			
能美防災 株式会社	鑑特第119号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム	特評第249号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度2%)
				特評第251号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
	鑑特第208号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (Ⅱ型・NS式)	特評第250号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度3%)
				特評第251号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
	鑑特第210号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (Ⅱ型・湿式)	特評第250号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度3%)

性能鑑定品とそれに相当する特定機器評価品等の型式番号に係る対応表

依頼者	性能鑑定品			特定機器評価品等		
	型式番号	種別	型式等	型式番号	種別	型式
ニッタン 株式会社	鑑特第225号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式予作動)	特評第252号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度1.5%)
				特評第253号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
	※1 鑑特第225-1号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式予作動)	特評第252号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度1.5%)
				特評第253号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 システム制御盤
	鑑特第226号	※2 特定消火機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式)	特評第252号	特定初期拡大 抑制機器	特定駐車場用泡消火設備 泡消火薬剤混合装置(希釈容量濃度1.5%)
	※1 鑑特第226-1号	特定初期拡大 抑制機器	閉鎖型噴霧消火システム (アクアフォース湿式)			
	鑑特第224号	※2 特定消火機器	噴霧消火薬剤 HC-15	泡第25-2号	泡消火薬剤	水成膜泡 1.5%(-10℃～+30℃)

※1 性能鑑定品の型式番号中「鑑特第〇〇〇～1号」又は「鑑特第〇〇〇-1号」は、その上段「鑑特第〇〇〇号」の型式変更による型式です。

※2 平成20年8月に性能鑑定品の種別区分の名称を「特定消火機器」から「特定初期拡大抑制機器」に変更しております。

(日本消防検定協会ホームページ資料から抜粋)